

定額給付金.....	2~3
4月から変わります保険・医療 ..	4~7
本庁舎等建設審議会.....	8~9
穂高交流学習センター.....	10~13
つながりひろがる地域事業.....	14



## 既存住宅もいよいよ6月から

# 火災警報器の設置はお済みですか？

住宅火災で亡くなった人の約6割は「逃げ遅れ」が原因です。つまり、火災から命を守るためには、少しでも早く火災の発生を知ることが大切です。消防法の改正で新築住宅はすでに火災報知器の設置が義務化されています。既存住宅もいよいよ6月から設置が義務となります。

### Q 住宅用火災警報器とは何？

A 火災で発生する熱や煙をいち早く感知し、ブザー音や音声で避難をうながす器具です。

### Q なぜ設置する必要があるの？

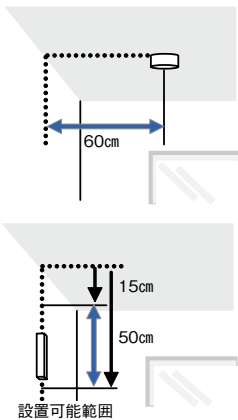
A 住宅火災による死者が全国で急増しています。また、死者の半数以上が65歳以上の高齢者です。今後、高齢化の進展とともに住宅火災による死者数はさらに増加する恐れがあり、これに有効と考えられるからです。

### Q どこに売っているの？

A ホームセンターや家電量販店、防災用品店で販売しています。3,000円〜1万円ほどで購入できます。住宅用火災警報器は、消防署や市役所職員が訪問販売することはありません。あやしいと感じたら最寄りの消防署または市役所までご連絡ください。

### Q どこに設置すればいいの？

A 設置が義務づけられたのは寝室の天井または壁です。2階に寝室がある場合は、階段の踊り場の天井または壁にも設置します。寝室が複数ある場合は、それぞれの部屋に設置する必要があります。台



所に設置義務はありませんが取り付けておくと安心です。

### Q 自分で設置できるの？

A ねじ回して付属のねじを止めるだけで設置できます。天井に設置する場合は、壁から60cm以上離れた位置に設置し、壁に設置する場合は、天井から15cm以上50cm以内の位置に設置してください。

消防署または堀金総合支所内危機管理室へ。  
(TEL) 72・6769 (FAX) 72・6739



# 申請書の記入方法

**記入していただく部分です。**  
**一緒に提出していただく書類についての説明です。**  
**該当する場合はご記入ください。**

**世帯主が受給者です**  
 申請年月日、世帯主の氏名、住所、電話番号を記入。  
**※外国人の皆さんは…**  
 個人が受給者となります。一人ひとり申請書が必要です。それぞれについてご記入してください。

**振り込み先の口座について記入**  
 金融機関名、支店(支所)名、口座番号、口座種目、口座名義人を記入。通帳を見ながら、間違いがないようご注意ください。  
 また、①の欄に「レ」印をご記入いただき、口座情報を税等関係部署へ照会させていただくことにご同意願います。  
**※口座がない人は…**  
 金融機関に口座がないなど、現金での支給を希望される場合は、②の欄に「レ」印を記入してください。

**※ゆうちょ銀行の場合は…**  
 こちらへ記号、番号、口座名義人を記入。ゆうちょ銀行の振り込みスケジュール上、振り込みが相当遅くなることが予想されますので、他の金融機関のご利用をお勧めします。

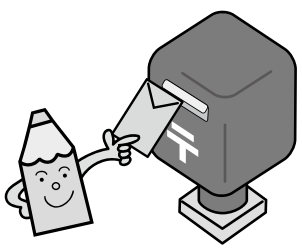
**※振り込み先の口座について**  
 口座確認書類として、預金通帳の口座番号と氏名が記された部分のコピーを添付してください。書き終えたら添付書類と共にポストへ投函を

**申請者と口座名義人は同じ人に。**  
 申請者本人を確認する書類(詳細は右ページ3参照)を添付してください。

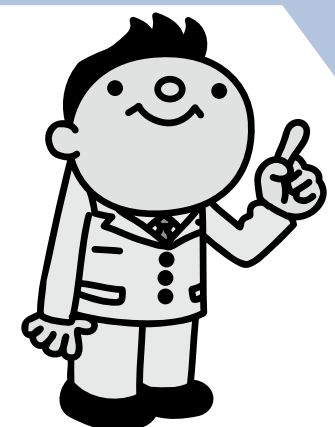
**1** ①の欄に「レ」印を記入し、必要事項を記入してください。

**2** ②の欄に「レ」印を記入し、必要事項を記入してください。

**受給者(世帯主)の申請・受給が困難な場合(代理申請・代理受給について)**  
 世帯主の申請・受給が困難な場合、世帯主以外の世帯構成者(同一世帯の世帯員)が代理人として申請、または受給することができます。この場合、この欄にご記入ください。本人確認書類として、「代理申請を行う人」の運転免許証などがが必要です。口座確認書類は「代理受給する人」の預金通帳の写しになります。その他の記入方法は、総務課庶務係(定額給付金担当)へお問い合わせください。  
**※外国人の皆さんは…**  
 給付対象者と同一の場所を住所または居住地とし、かつ生計をともにしている人が、代理申請、代理受給することができます。この場合も、代理人の本人確認書類が必要になります。



# 定額給付金のお知らせ



国では景気が後退している状況の中、住民の皆さんの生活に対する不安を軽くするため、「定額給付金」として一定のお金を支給することになりました。このお金は、全国の市町村を通じて給付します。市民の皆さんが生活資金などとして広くご利用になることで、地域の経済が活発化することも期待されます。

**1 誰がもらえるの?**

平成21年2月1日時点で、次のいずれかに当てはまる皆さんです。

- ①住民基本台帳に登録されている人。ただし、世帯主が代表して申請し、給付金を受け取ります。
- ②外国人登録原票に登録されている在留資格がある人(短期滞在を除く)

**2 どのくらいもらえるの?**

- ①の場合  
世帯員1人当たり1万2千円(65歳以上および18歳以下の世帯員は2万円)として、その合計金額
- ②の場合  
1万2千円(65歳以上および18歳以下の人は2万円)

**3 手続きの方法は?**

市から該当する皆さんに『申請書』をお送りします。必要事項を記入し、下記の書類を添付して、同封の返信用封筒で郵送してください。各地域の総合支所地域支援課へ直接お持ちいただくこともできます。  
 一人暮らしの高齢者などで、普段から民生委員(福祉委員)の訪問を受けている人は、書き方などについて民生委員に相談にのっていただけます。

**申請に必要な書類**

1. 申請書 市から送付したものに必要事項を記入
2. 申請者(世帯主)本人を確認する書類
  - ①の場合…運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、保険証、年金手帳、年金証書等の写し(コピー)のうちいずれか1つ
  - ②の場合…外国人登録証の写し(コピー)
3. 申請者(世帯主)の振り込み先口座を確認する書類  
 預金通帳の口座番号と氏名が記されたページの写し(コピー)

2ページめ、または3ページめの口座番号と氏名(カタカナ)が書かれたページをコピー

**4 いつ、どのように受け取れるの?**

受け取り方法は、基本的に申請者(世帯主)本人の口座へ振り込みとなります。振り込みは、申請書の審査を経て、順次行います。振込日が決まりましたら、改めてお知らせします。

**※口座が無い場合は…**  
 現金による支給も可能です。申請書の「現金による支給希望」欄にチェック「」してください。なお現金支給の場合、給付時期が遅くなる可能性があります。できる限り口座振り込みをお勧めします。

**振り込め詐欺にご注意を!!!**  
 定額給付金について、皆さんに「お金の支払い」をお願いすることはありません。知らない人が「定額給付金」をかたって訪問することも考えられますので、不審者や不振電話などには十分注意してください。



**問い合わせ・申請先**  
 安曇野市役所 総務課庶務係  
 (Tel: 71-2000 Fax: 71-5000)

**受付窓口**  
 →各総合支所 地域支援課 (豊科: Tel.72-3111/穂高: Tel.82-3131/三郷: Tel.77-3111/堀金: Tel.72-3106/明科: Tel.62-3001)  
 →社会福祉課 (穂高健康支援センター内: Tel.81-1622)





見直し 3

平成21・22年度の  
保険料を軽減

保険料が改定されます

介護を必要とする高齢者の増加と介護報酬の引き上げによる介護サービス給付費の増に伴い、基準額は増額になります。そこで、緩和措置として、これまでに積み立てた基金を取り崩して引き上げ幅を抑え、さらに国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金を繰り入れることで、平成21・22年度の保険料を段階的に軽減します。

見直し 2

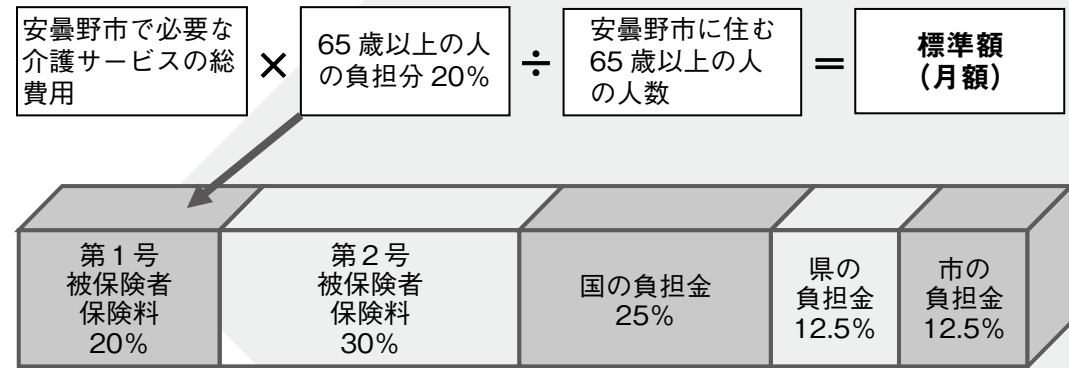
6段階から  
8段階に改定

所得段階が改定されます

より所得に見合った保険料の設定を行うため、所得段階を6段階から8段階にしました。第4段階では、第2段階の本人の収入要件（前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下）と同じ人について保険料の軽減がされます。第5段階では、平成17年度の税制改正（65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の人の市民税非課税措置が廃止）により市民税非課税者から課税者となり、介護保険料の所得段階が上がった人への軽減がされています。

見直し 1

保険料の決まり方 ～基準額はこのようにして算出されます～  
65歳以上の人の負担割合は20%



所得段階ごとの保険料（年額）（平成21～23年度）

保険料（年額）= 基準額 × 割合

所得段階（※6）	対象者	保険料（改定後）	改定前
第1段階 (基準額×0.5)	生活保護の受給者 世帯全員が市民税非課税（※1）で、老齢福祉年金（※2）の受給者	H21 25,620円	23,460円
		H22 25,980円	
		H23 26,340円	
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額（※3）と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	H21 25,620円	23,460円
		H22 25,980円	
		H23 26,340円	
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で、上記の段階以外の人	H21 38,430円	35,190円
		H22 38,970円	
		H23 39,510円	
第4段階 (基準額×0.9)	軽減措置 世帯のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金（※4）収入額の合計が80万円以下の人	H21 46,120円	46,920円
		H22 46,760円	
		H23 47,410円	
第4段階 基準額	世帯（※5）のどなたかに市民税が課税されていて、本人は市民税非課税で、上記以外の人	H21 51,240円	58,650円
		H22 51,960円	
		H23 52,680円	
第5段階 (基準額×1.15)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円未満の人	H21 58,930円	70,380円
		H22 59,750円	
		H23 60,580円	
第6段階 (基準額×1.25)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	H21 64,050円	70,380円
		H22 64,950円	
		H23 65,850円	
第7段階 (基準額×1.5)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	H21 76,860円	70,380円
		H22 77,940円	
		H23 79,020円	
第8段階 (基準額×1.75)	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が400万円以上の人	H21 89,670円	70,380円
		H22 90,930円	
		H23 92,190円	

介護保険  
介護保険料の見直し

3年ごとに見直しされる介護保険料。4月から65歳以上の人の介護保険料が変わります。

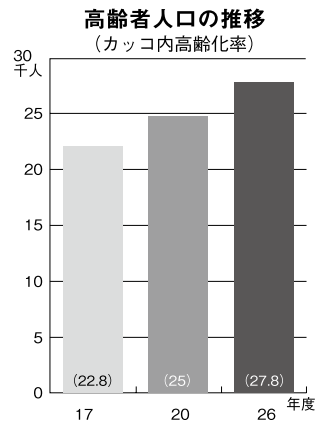
介護保険制度は、介護が必要になった人が住みなれた地域で安心して自立した生活を送れるように、介護が必要になった人とその家族を社会全体で支えていこうという制度です。一人ひとりの保険料は、介護保険の大切な財源です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

平成21年度の  
介護保険料は

介護保険のサービスに欠かすことのできない保険料は、どのような介護サービスがどれくらい必要になるか判断して3年ごとに見直しされます。  
第4期介護保険事業計画では、平成21年度から23年度の介護サービス給付費見込みに基づいて、保険料の基準額を試算し、所得段階と年額の改定を行いました。

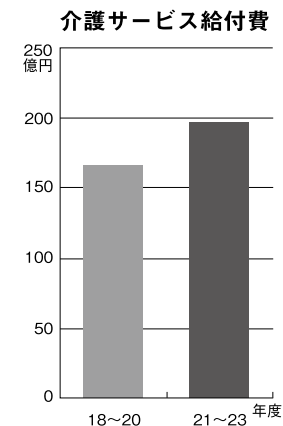
改定の主な要因

■高齢化の進展9年で5%増  
市の高齢者人口と高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、平成17年10月時点で2万1,979人（22.8%）でした。しかし、本年度は2万4,576人（25%）、平成26年度は2万7,877人（27.8%）となり、増加（上昇）が予想されます。また、要介護（支援）認定者数も平成17年度の3,329人から、本年度は3,892人、平成26年度は4,397人となり増加が予想されます。



介護サービス給付費

■介護サービス給付費  
3年間で約20%増の見込み  
平成21年度から23年度の介護サービスの利用見込みを算定すると、介護サービス給付費の3年間の総額は約19.9億9千万円となり、平成18年度から平成20年度までの3年間と比較すると約20%増えたと見込まれます。



必要な時に  
必要な介護サービスを

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入所希望者が多く、待機者もいることから計画期間中に整備する予定です。県や松本圏域の他市町村との連携・調整を図りながら、在宅・施設サービスを計画的に整備します。

注意事項

- （※1）所得割・均等割ともに非課税であることをいいます。年度の途中で課税状況が変更になった場合は、介護保険料も変更になることがあります。
- （※2）昭和36年に国民年金制度が始まった当時、すでに高齢者に達していたため、加入できなかった人を対象とした福祉年金で、老齢基礎年金などは別の年金です。
- （※3）年金・給与など全所得の合計額で、扶養控除や医療費控除などを除く前の額をいいます。
- （※4）国民年金・厚生年金・共済年金などの老齢・退職年金のことです。障害年金・遺族年金は非課税年金に含まれます。
- （※5）4月1日時点の住民登録により、世帯員を判断します。ただし、年度途中で65歳に達した場合や転入者は、資格取得日時点の住民登録により判断します。その場合、その月からの月割計算となります。
- （※6）被保険者ごと保険料の支払となるため、夫婦でも所得段階が異なる場合があります。

■高齢者介護課介護保険係  
TEL 81・1636 FAX 81・0703  
(画) 81・1636 (画) 81・0703



## 国民健康保険

# 人間ドック補助の見直し

市では、昨年4月から始まった特定健診の開始に合わせ、国保人間ドックの見直しを行うためのアンケート調査を行いました。調査では234人の皆さんから意見が寄せられました。これらの意見を国保運営協議会において協議し、手続きの簡素化と一時的な費用負担を軽減するため、本年度から実施する新しい内容が決定しました。

### 見直し2

補助率が見直しになります  
1日ドック2万5千円  
1泊2日ドック3万円  
脳ドック 1万5千円

従来は補助率のまま補助対象年齢を拡大した場合、国保の負担が増加して、国保税に影響が出てまいります。アンケート結果から65%の人に理解をいただいていることを踏まえ、補助率を若干引き下げました。ただし、1日人間ドックに重点を置いた補助率となっています。

### 見直し3

補助方法が変わります  
受診前に助成券交付  
窓口で差額を支払

今までの償還払い方式に変わり、受診前に助成券の交付を受け、窓口で差額を支払う助成券方式が採用されます。全受診者の約9割が該当すると予想されます。助成券を扱わない医療機関で受診する場合は、従来どおりの償還払いになります。脳ドックは全て償還払いです。

### 受診のながれ

次の①～③のとおりです。①受診を希望する被保険者は、受診前に市と契約している医療機関（後記）に事前予約を行います。②医療機関で人間ドックを受診する前に、各総合支所市民福祉課で補助金交付申請を行います。その際、1日または1泊2日の項目に応じた金額の「助成券」の交付を受けます。③受診時に助成券との差額を医療機関の窓口で支払います。

### 注意事項

- 国保税の滞納がある場合は補助を受けることが出来ません。
- 人間ドックの受診結果は特定健診の受診率と関係するため、市へ提出していただきます。（助成券を利用した場合は医療機関から直接市へ送付されます）
- 補助は同一年度内に1人1回限りです。
- 人間ドックと市が実施する特定健診を重複して受診できません。
- 脳ドックと特定健診は重複して受診できません。
- 人間ドック補助で不明な点は左記へお問い合わせください。
- ☎市民課国保年金担当  
(TEL 82・3131 FAX 82・6622)

### 契約医療機関

▽安曇野赤十字病院▽穂高病院▽高橋医院▽須澤クリニク▽柏原クリニク▽相澤病院▽丸の内病院▽松本協立病院▽松本市医師会医療センター診療所▽安曇総合病院▽波田総合病院▽長野県健康づくり事業団長野健康センター  
※今後追加される場合があります。

## 後期高齢者医療保険

# 普通徴収の納期は7月から始まります

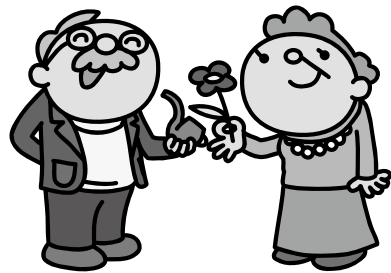
平成21年度の後期高齢者医療保険料の納付は、当初、介護保険料と同様に4月から6月までの間に3回の暫定賦課を行い、7月から翌年3月まで本算定賦課を行う12期徴収を開始する予定でした。しかし、国の特別対策の影響で年度内の期別納付額に大きな増減が発生すること、また、暫定賦課期間中に転入転出があった場合に納付金額を正確に計算できない恐れがあるため、平成21年度から予定していた暫定賦課を行わないことに決定しました。したがって、納期は昨年と同様に、7月から翌年3月までの9期徴収になります。

☎市民課国保年金担当  
(TEL 82・3131 FAX 82・6622)

### 納付方法

■特別徴収の場合  
平成20年度と同様に、4月以降の偶数月に支給される年金から天引きとなります。

■普通徴収の場合  
7月中旬にお届けします納付書でお支払いいただくか、口座振替の届出をしてある場合は、指定口座からの振替となります。



## ～市税・料金など納め忘れはありませんか～

市民の皆さんの生活を支える大切な財源を確保するため、5月31日（日）までを「市税等年度末納税促進強化期間」として、納め忘れの市税、料金などの納付をお願いしています。平日に納められる人は市税・料金など5月25日（月）までに各総合支所税務会計係、もしくはお近くの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局で納めてください。

### 市税等特別休日窓口

平日、仕事などの都合で納められない人は、休日納付窓口をご利用ください。

**4月26日（日）** 午前9時～午後4時

■開設場所 各総合支所市民福祉課国保年金係の窓口

※住民票・納税証明書など各種証明書の発行事務は行いません。

※市では口座振替による納付をおすすめしています。

この機会にお申し込みください。

### ○市税に関する相談

☎収入課 (TEL 72・3111 FAX 72・8340)

### ○水道料・下水道使用料・受益者負担金に関する相談

☎業務課料金担当 (TEL 72・3111 FAX 72・3176)

### ○国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関する相談

☎市民課国保年金担当 (TEL 82・3131 FAX 82・6622)

### ○介護保険料に関する相談

☎高齢者介護課介護保険係 (TEL 81・1636 FAX 81・0703)

## 4月の納期など

- 固定資産税 (1期)
  - 介護保険料 (4月分)
  - 水道料金 (穂高・三郷地域)
  - 下水道使用料 (豊科・堀金・明科地域)
- =納期限は4月30日(木) =



# 本庁舎の規模・機能、附随施設などを協議しました

**6** 回目となる本庁舎等建設審議会を3月5日、豊科総合支所で開催しました。会議では、2月10日に地域審議会から市長へ答申された「本庁舎の建設を前提とした、総合支所に必要不可欠な市民サービス」に対して、市の考え方(左ページ)を提示しました。そのうえで、本庁舎の延床面積や来客用駐車場など、本庁舎と総合支所の規模や機能、必要な附随施設、既存施設の活用方法などを前回に引き続き協議しました。

## 主な審議の内容

**本** 庁舎の延床面積を、他市の事例から見ると人口10万人規模では、平均で約1万7,000㎡であることが、図1から分かります。委員からは、「防災機能を本庁舎に附随させる必要がある」「市民交流スペースが必要である」「観光のための展望レストランがあっても良いのではないか」など、多くの意見が出されました。

**来** 客用駐車場の台数を他市の事例から見ると、人口約10万人規模の当市では、約190台の来客用駐車場が必要となることが図2から分かります。ただし、常に満車の状態である自治体が全国的に多い傾向があるほか、アンケート結果では、当市は自動車で来庁される人が非常に多い状況にあります。委員からは「駐車場は災害時に避難場所となることから広いスペースが必要である」「駐車場を広く取るためには広い敷地が必要である」などの意見が出されました。

審議会の会議録(要旨)は市ホームページでご覧いただけます。

URL <http://www.city.azumino.nagano.jp>

■総務課庶務係

(TEL) 2000 FAX 71-5000

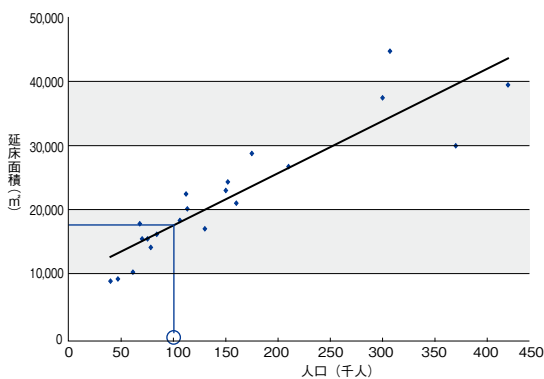


図1) 本庁舎の延床面積

図は、近年、他市で建設された(建設中を含む)市役所本庁舎の延床面積の平均値です。

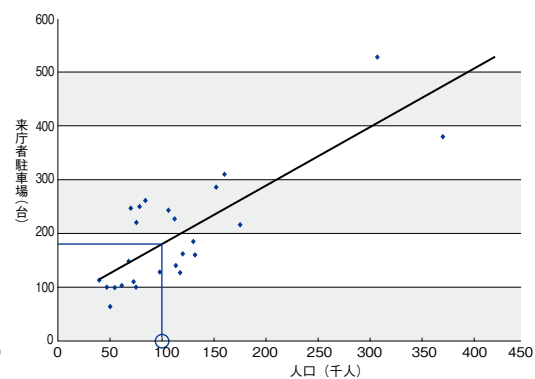


図2) 駐車場の規模

図は、近年、他市で建設された(建設中を含む)庁舎に附随付帯する駐車場面積の平均値です。



## 地域審議会からの答申内容に対する市の考え方

(地域審議会の答申内容の要約は、広報あづみの3月18日発行号(No.78)の18ページをご覧ください)

**市** では、市民の最も身近な場所にある総合支所は、市民サービスや地域活動の拠点であると考えています。そのため、「市民に分かりやすく使いやすい総合支所」を基本に、これまで次の機能を総合支所に配置して運営をしてきました

- ◆**窓口業務** 本庁の複数課の分掌事務の一部を横断的にまとめ、一括処理する窓口機能
- ◆**地域の住民生活に直接関わる行政分野** 道路水路の改良、補修などの要望窓口および補修維持・維持管理部門の機能
- ◆**住民組織や住民の自主的な活動を支援し、住民と協働する地域づくりを推進する機能** それぞれの地域の特性を活かし、地域活動を総合調整し推進する機能

市民に分かりやすく  
使いやすい総合支所

**地** 域審議会からの答申内容の骨子は、基本的に、これまでの総合支所の機能とほぼ同一であると受け止めています。市は、答申内容を尊重し、今後も基本的に総合支所方式を継続する必要があると考えます。しかし、「時代の推移とともに、行政を取り巻く環境の変化」が生じた場合には、質の高い市民サービスの提供と健全な財政運営を十分踏まえた中で、随時見直しを図っていく必要があると考えます。

今後、想定される  
行政を取り巻く環境の変化(例)

- ◆ コンビニエンスストアや郵便局などで証明書の発行が可能になる。
- ◆ IT化の進展などで、各種行政手続きの利便性が向上する。
- ◆ 総合窓口サービスの配置など、市民の利便性向上のための組織体制が変わる。
- ◆ 地方分権の推進に伴い、国・県から権限委譲(事務量の増加)が増える。
- ◆ 行政改革の推進による職員数の削減。
- ◆ 既存施設の老朽化が進む。等々

**本庁舎と総合支所の規模・機能に関する市の基本的な考え方**

**総** 合支所の規模については、現行の規模・機能を維持することを基本としながら、将来、規模・機能を見直す場合を想定する必要があると考えます。このようなことを踏まえ、新たに建設する本庁舎の規模はある程度余裕をもったスペースを想定しておく必要があると考えています。

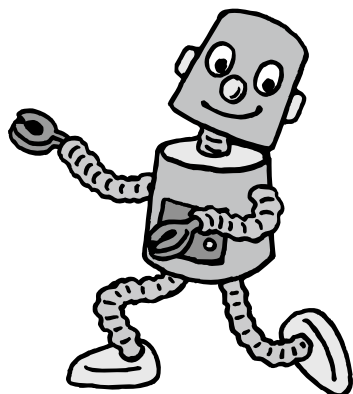
また、総合支所の規模・機能を見直す必要性が生じた場合には、市民生活に混乱を起さないよう、見直しは段階的に行うことが大事であり、場合によっては、公民館・保健センター・地域包括支援センターなどの地域拠点へ支所機能を移管させることなども含め、市民の意見を十分にお聞きし、総合的に判断する必要があると考えています。





### 穂高交流学習センターの事業運営の理念

市民が様々な情報入手し利用できる環境を保障し、「交流の場」「学習の場」として市民活動を支援すると同時に、市民自らが安曇野の歴史や人物、自然、文化などを探求し、成果を市内外に発信する「安曇野地域学習の拠点」としての役割を果たします。



- 〔貸館事業〕
- 〜貸館事業の重要性〜
- 貸館事業を単なる「場所の提供」で終わらせず、市民自らが成果発表したり、その取り組みに参加したりすることが、地域を学ぶ入口として重要であることを踏まえ、事業運営の柱とします。
- 〜貸館事業の内容〜
- 自主企画事業と貸館事業をバランスよく構成し、貸館の対象や内容を利用者と鑑賞者の双方の視点から柔軟に対応できるように検討します。また市民団体の公演、展覧会開催に際しては提案やアドバイスをしたり、日常的に相談に乗ったりする事などを職員の職務として明確に位置付けます。
- 〜貸館事業を行う施設〜
- 多目的交流ホール 185㎡  
200席（内可動席160席）
- 楽屋（12㎡）1室、  
楽屋（12㎡）2室
- 展示ギャラリー 150㎡  
（可動壁）
- 交流広場 3、964㎡
- 〜使用料の考え方〜
- 使用しやすい料金設定を行い、分かりやすい料金体系とします。（詳細は広報でお知らせする予定です）

- 〔自主企画事業〕
  - 〜自主企画事業の重要性〜
  - 施設の目的や理念を実現させるためには交流学習センターという「ハード」の整備だけでは不十分です。自主企画事業という「ソフト事業」が行われることで、施設の性格づけがされ、施設が存在理由やその活動内容を知ることができます。
  - 〜自主企画事業の内容〜
  - 穂高交流学習センター内には、全市の図書館システムの中核機能を提供する「中央図書館」が整備され、多くの市民の交流と情報発信の場として期待されています。そこで、自主企画事業は、多目的交流ホールや交流ギャラリー、展示ギャラリーはもちろん、エントランスホールや交流広場などにおいて施設全体を使った事業を実施します。またセンターと中央図書館が連携したイベントを展開するなど、効率的で一体的な運営を目指します。
- 事業方針**
1. 参加・体験型の事業  
ふるさと安曇野の魅力を考えたり、体験したりする講座（安曇野学講座）を始め、出前コンサート、出張講座など、市民が気軽に参加できる催しを随時開催します。
  2. 文化活動、市民公演の支援  
文化団体、個人の発表会、展示会、広報支援など市民の自主的な文化活動への支援を行います。市内小中学校、高校、公民館の活動発表など、協働で新たな地域の価値を広める活動を行います。
  3. 情報交流、広報の充実  
活動内容などが、市民に確実に届くように情報発信を充実させます。また要望や意見などが届くよう、情報交流の充実を図ります。
  4. 鑑賞事業  
主に市が所有する歴史資料や研究成果などを活用し、ふるさと安曇野の歴史や人物、自然、文化などさまざまなテーマの企画展を開催します。また要望の多い、プロによるコンサートや演劇などの公演、映画上映会などを随時開催します。
- 事業計画(当初3年間)**
1. 観客育成の視点にたち、より多くの人に足を運んでもらうためにどうすればよいかを最大のテーマとします。
  2. 開館前にバックステージツアーなど施設を体験するワークショップを開催します。
  3. ランチタイムなどにエントランスを活用したロビーコンサートを開催します。
  4. ふるさと安曇野の魅力について考え、体験できる講座（安曇野学講座）を実施します。
  5. 情報検索講座などの図書館教養講座、定期的な映画上映会を開催します。
  6. 交流広場等施設周辺の野外ス

### 穂高交流学習センター

# 穂高交流学習センターの管理および事業運営計画が決定

穂高交流学習センターの管理と事業運営計画（案）のパブリックコメントが1月26日から2月13日まで行われ、貴重なご意見を多数お寄せいただきました。最終的に決定した計画の概要は以下のとおりです。

- 穂高交流学習センターは、自主企画事業と貸館事業を行い、その双方を結び付けて施設の機能を十分に発揮できるように全体の事業を進めます。
- 〔自主企画事業〕
- 〜自主企画事業の重要性〜
- 施設の目的や理念を実現させるためには交流学習センターという「ハード」の整備だけでは不十分です。自主企画事業という「ソフト事業」が行われることで、施設の性格づけがされ、施設が存在理由やその活動内容を知ることができます。
- 〜自主企画事業の内容〜
- 穂高交流学習センター内には、全市の図書館システムの中核機能を提供する「中央図書館」が整備され、多くの市民の交流と情報発信の場として期待されています。そこで、自主企画事業は、多目的交流ホールや交流ギャラリー、展示ギャラリーはもちろん、エントランスホールや交流広場などにおいて施設全体を使った事業を実施します。またセンターと中央図書館が連携したイベントを展開するなど、効率的で一体的な運営を目指します。

1. 参加・体験型の事業  
ふるさと安曇野の魅力を考えたり、体験したりする講座（安曇野学講座）を始め、出前コンサート、出張講座など、市民が気軽に参加できる催しを随時開催します。
2. 文化活動、市民公演の支援  
文化団体、個人の発表会、展示会、広報支援など市民の自主的な文化活動への支援を行います。市内小中学校、高校、公民館の活動発表など、協働で新たな地域の価値を広める活動を行います。
3. 情報交流、広報の充実  
活動内容などが、市民に確実に届くように情報発信を充実させます。また要望や意見などが届くよう、情報交流の充実を図ります。
4. 鑑賞事業  
主に市が所有する歴史資料や研究成果などを活用し、ふるさと安曇野の歴史や人物、自然、文化などさまざまなテーマの企画展を開催します。また要望の多い、プロによるコンサートや演劇などの公演、映画上映会などを随時開催します。



完成間近の学習室



多目的交流ホール内（市図書館協議会委員の視察）

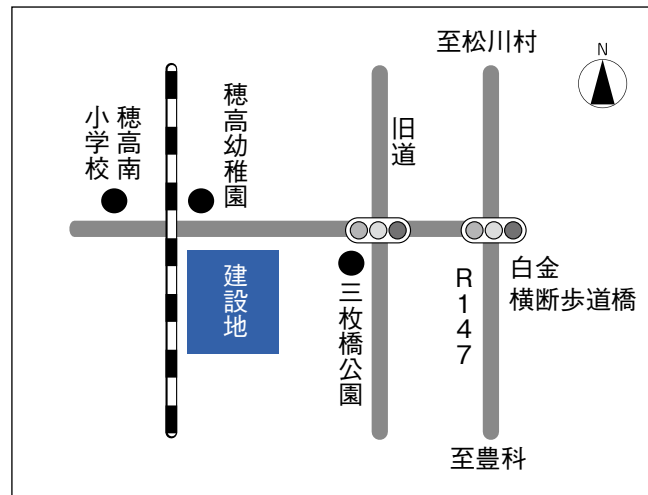
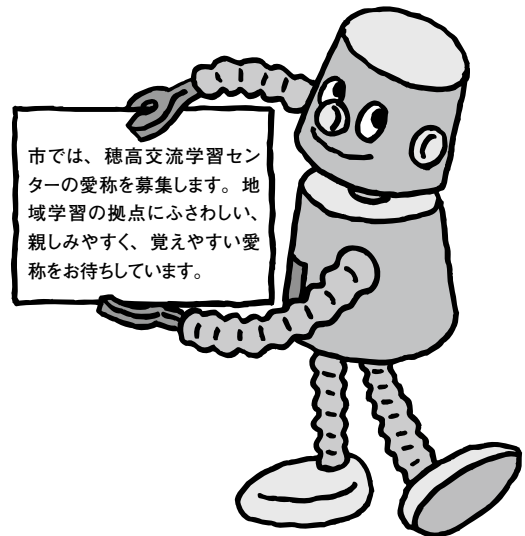


完成間近のエントランスホール内



多目的交流ホール外観とエントランスポーチ





穂高交流学習センター案内図

☆安曇野市穂高交流学習センター施設概要☆

- 場所 安曇野市穂高 6765 番地 2
- 面積 約 13,000㎡
- 施設 中央図書館 (20 万冊蔵書予定)、多目的交流ホール (200 席)、展示ギャラリー、グループ活動室・研究室、地域学習室、交流広場など



穂高交流学習センター完成予想図

市図書館サービス向上のアンケートや、市内図書館の利用者状況の分析結果などを踏まえ、中央図書館の休館日は、毎週木曜日に設定する予定です。これにより、穂高交流学習センター施設全体の利用者数も減少することが想定されますので、同じく休館日を木曜日にする予定です。(但し、木曜日が祝日の場合は開館日とします。)

※年末年始は12月28日～1月4日

愛称を募集中!

【応募要領】

■応募資格 市内に在住するか通勤または通学している人

■応募方法 総合支所、図書館、公民館、市民活動センターに備え付けの応募用紙または、はがき、FAX、電子メールに、愛称(ふりがな)および簡単な説明文を加え、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業を明記のうえ、下記まで応募してください。

※応募は1人1点限りです。

■応募期限 4月24日(金)

■選考方法 選考委員会において1次審査を行い、5程度の候補を選考します。その後、総合支所、図書館、公民館、市民活動センター、市ホームページで

ペースを活用したイベントを開催します。

〜市民参加の基盤づくり〜

安曇野を題材とした市民参加型の創作事業(安曇野の記録映像、安曇野を題材としたアニメ映像制作)や市民参加型公演(公演者から出演市民を公募してもらい、事前に練習して出演)を実施します。

1. 市内在住のプロ、セミプロ、文化団体との連携を目指します。(例えば、市内在住のプロ公演シリーズ、市内在住プロデュース集団による公演)
2. 出前事業、出張講座(他の教育機関で実施)などを実施します。
3. レセプション(接遇)育成講座、舞台音響技術ワークショップなど、人材育成を指した研修事業を開催します。
4. 図書館ボランティアの養成、スキルアップのための研修会を開催します。
5. 運営のあり方や事業内容、自主企画事業の検討などを市民および有識者が行う「穂高交流学習センター運営委員会」(仮称)を設置します。

〜地域の文化活動を自主的に行う人の支援〜

1. 利用団体の公演や練習、展示発表などに関する相談に専門職

発表します。最終選考は市民投票による2次審査で決定します。

■表彰 採用作品 1点 2万円分の図書カード(複数の場合は抽選により決定) また、全応募者および全投票者の中から抽選で40人に500円分の図書カードを贈呈します。

【投票要領】(2次審査)

■投票方法 総合支所、図書館、公民館、市民活動センターに備え付けの投票用紙または、はがき、FAX、電子メールに、投票する愛称、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業を明記のうえ、下記まで投票してください。

※投票は1人1票です。

■投票期間 5月1日(金)～22日(金)

【応募先・投票先】

▽応募用紙・投票用紙 総合支所、図書館、公民館、市民活動センターに備え付けの応募箱および投票箱に入れてください。

▽はがき 〒399-7112 明科中川手6824番地1 教育委員会文化課交流学習センター係

▽ファックス (☎62・3525) 電子メール bunka@city.azumino-nagano.jp

☒文化課交流学習センター係 (☎62・3090) (☎62・3525)

開館時間/休館日

交流学習センターのしゅん工は6月頃の予定です。その後、図書館と開館記念特別企画展の準備等に3カ月ほど要することから、オープンには、9月中が想定されます。

〜開館時間〜

平日は午前9時から午後8時まで、土・日曜日、祝日は午前9時から午後6時まで開館します。ただし、多目的交流ホールは平日午後8時以降と、土・日曜日、祝日の午後6時以降は夜間利用希望も多いことが想定されるため、市内各公民館同様、午後9時30分まで開館します。自主企画事業や貸館の予約が無い場合は、効率性と利便性の観点から時間を早めて閉館とする必要もあると考えます)

〜休館日〜

オープン日

交流学習センターのしゅん工は6月頃の予定です。その後、図書館と開館記念特別企画展の準備等に3カ月ほど要することから、オープンには、9月中が想定されます。



完成間近のエントランスホール外観



図書館内



設置予定の開架書架



図書館内(書架設備前)



# つながる元気、ひろがる協働を応援します

市では、市民団体が行う自主的で主体的な地域に根ざした市民活動事業を支援し、幅広い市民活動事業を広げる目的に、平成21年度も「つながりひろがる地域づくり事業補助金」を交付します。

## ■補助金の特徴

- ▽補助対象は市民活動団体が行う事業です。
- ▽21年度は50事業程度を予定しています。
- ▽補助対象期間は、単年度です。
- ▽事業成果発表会などで市民へ公開していきます。

## ■補助対象団体

- ①市内に活動の拠点を有していること。
- ②市民が5人以上構成員となっていること。
- ③団体の設立目的、組織、代表者などに関する定めがあること。
- ④活動実績があること。

## ■対象事業

- ①自主的・主体的に取り組む市民活動事業で、モデル的、発展性があること。
- ②地域世代を越えての事業など、新たな交流機会の創出が図れること。
- ③経済的、精神的に自立を目指し、継続性が見込めること。
- ④国・県・市からの助成を受けていないこと。
- ⑤宗教・政治関連事業でないこと。
- ⑥特定の企業、団体および個人の利益を追求する事業でないこと。

## ■補助金交付額

対象経費の2分の1以内（10万円を限度）。

※対象経費とは、補助対象事業の実施に要する経費から当該事業収入などの額を除いたもの。

## ■事業成果発表交流会

交付を受けた団体同士の交流と啓発を図るため、事業成果発表交流会を一般公開で行います。

## ■申請方法

4月8日（水）～30日（木）の間、各総合支所地域支援課備え付けの申請書に必要事項を記載し、①市民活動団体の規約、②役員名簿（市民が5人以上含まれていることが明確なもの）、③予算積算資料を添付のうえ提出してください。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

## ■選考方法

各総合支所ごと選考委員会を設置して選考を行います。



事業成果発表交流会

## ■地域支援課

TEL 72・3111 FAX 72・8340

## ■地域支援課

TEL 82・3131 FAX 82・6622

## ■地域支援課

TEL 77・3111 FAX 77・6060

## ■地域支援課

TEL 72・3106 FAX 72・4900

## ■地域支援課

TEL 62・3001 FAX 62・4747

## ■まちづくり推進課

TEL 71・2000 FAX 72・1223

## 職員人事異動

（平成21年4月1日付・部長・課長級以上）カッコ内は前職名

- ▼**議会議務局長**（産業観光部参事 兼農政課長）平林今朝雄▼**総務部 部付参事**（議会議務局長）橋渡久雄▼**都市建設部参事兼都市計画課長兼国営公園対策室長**（都市建設部都市計画課長兼国営公園対策室長）等々力政文▼**豊科総合支所長**（豊科総合支所市民福祉課長兼福祉係長）藤岡保子▼**穂高総合支所長**（健康福祉部高齢者介護課長）古幡久子▼**総務部**▼**危機管理室長**（健康福祉部健康推進課長）高橋道明▼**企画財政部**▼**契約管財課長**（会計課課長補佐兼出納係長）山崎佳宏▼**契約管財課副参事兼契約検査担当係長**（企画財政部契約管財課課長補佐兼契約検査担当係長）小坂明弘▼**健康福祉部**▼**高齢者介護課長**（社会福祉課付〔安曇野市社会福祉協議会〕）小川廣道▼**健康推進課長**（堀金総合支所市民福祉課長）松澤直行▼**産業観光部**▼**農政課長**（教育委員会社会教育課長）松枝功▼**安曇野ブランド推進室次長**（安曇野ブラ

- ンド推進室副参事）小林弘▼**商工労政課長**（豊科総合支所地域支援課課長補佐兼まちづくり推進係長）藤松兼次▼**都市建設部**▼**建設課長**（企画財政部契約管財課長）曾根原衛▼**都市計画課副参事**（都市計画課課長補佐兼計画係長）浅川尚登▼**上下水道部**▼**下水道課長**（下水道課課長補佐兼下水道整備担当係長）井口久登▼**下水道課副参事兼工務係長**（業務課課長補佐兼庶務担当係長）古幡光由▼**豊科総合支所**▼**地域支援課長**（産業観光部商工観光課長）手塚辰男▼**市民福祉課長**（教育委員会文化課長）高原正文▼**穂高総合支所**▼**地域支援課長**（穂高総合支所地域支援課副参事兼庶務係長）場々修三▼**市民福祉課長**（企画財政部まちづくり推進課課長補佐兼まちづくり推進担当係長）三枝幸子▼**堀金総合支所**▼**市民福祉課長**（穂高総合支所市民福祉課長）鹿川一郎▼**教育委員会**▼**学校給食課長兼中部学校給食センター所長**（学校

- 給食課長兼学校給食係長兼中部学校給食センター所長）有賀朝一▼**文化課長**（総務部危機管理室長）北條英明▼**社会教育課長**（市民環境部環境課課長補佐兼廃棄物処理対策担当係長兼交通防犯係長）赤羽孝明
- ▼**新規採用職員**
- ▼熊藤智章（総務課）▼河村ハケウ（秘書課）▼岡村ゆかり（人権尊重課）▼水野憲治（情報政策課）▼平林希望（市民課）▼深井恵子（社会福祉課）▼細沼由美子（高齢者介護課）▼丸山和子（児童保育課）▼相馬ゆり（児童保育課）▼丸山すみれ（児童保育課）▼高橋めぐみ（児童保育課）▼藤澤康江（児童保育課）▼笠井美香（健康推進課）▼小林健太郎（建設課）▼有坂尚太（業務課）▼坂井勇氣（学校教育課）▼小倉宗治（社会教育課）▼八田啓（豊科総合支所地域支援課）▼白井沙織（豊科総合支所市民福祉課）▼勝家智成（豊科総合支所市民福祉課）▼黒岩真弥（穂高総合支所市民福祉課）▼児玉亜紀（三郷総合支所地域支援課）▼花岡慧（三郷総合支所市民福祉課）▼宮川力（堀金総合支所地域支援課）

- ▼**〔退職〕**（平成21年3月31日付）▼平林栄司（豊科総合支所長）▼胡桃寿明（穂高総合支所長）▼中田元良（都市建設部部付参事）▼浅川初幸（都市建設部建設課長）▼相馬吉一（上下水道部下水道課長）▼浅川勇悟（豊科総合支所地域支援課長）▼西條幸生（穂高総合支所地域支援課長）▼浅川増行（健康福祉部社会福祉課副参事）▼細萱直義（健康福祉部社会福祉課課長補佐）▼飯嶋朝男（健康福祉部社会福祉課高就労センター所長）▼関金明（選挙管理委員会事務局書記次長）▼生松文子（三郷総合支所地域支援課税務会計係長）▼野本えり子（児童保育課）▼務台正治（三郷総合支所産業建設課）▼堀内陽二（下水道課）▼小幡美鈴（総務部人事課）▼井澤史佐子（穂高保育園）▼百瀬京子（有明保育園）▼百瀬美津代（明科南保育園）▼山崎よしみ（明科北保育園）▼小林喜美子（南部学校給食センター）▼浅川とみ子（社会教育課）▼伊藤久子（豊科総合支所地域支援課）▼伊藤和子（豊科総合支所地域支援課）▼等々力恵美子（豊科総合支所地域支援課）▼藤岡真智子（三郷総合支所市民福祉課）▼高橋富美子（上川手保育園）



■会場・日程（各7回）

三郷保健センター会場 三郷保健センター（TEL77・9111 FAX77・9113）

回数	月日	時間	内容
1回	5月14日(木)	午後1時30分～3時30分	自分の健康について考えましょう
2回	29日(金)		合言葉は「週23エクササイズ！」
3回	6月8日(月)		食事バランスガイドって何？
4回	25日(木)	午前9時30分～午後1時	調理実習
5回	7月9日(木)	午後1時30分～3時30分	自分に合った運動をみつけよう
6回	23日(木)		お口を知りましょう
7回	8月3日(月)		心ももっと元気に

明科保健センター会場 明科保健センター（TEL81・2251 FAX81・2943）

回数	月日	時間	内容
1回	6月3日(水)	午後1時30分～3時30分	自分の健康について考えましょう
2回	9日(火)		合言葉は「週23エクササイズ！」
3回	23日(火)		食事バランスガイドって何？
4回	7月3日(金)	午前9時30分～午後1時30分	調理実習
5回	8日(水)	午後1時30分～3時30分	お口を知りましょう
6回	24日(金)		自分に合った運動をみつけよう
7回	31日(金)		心ももっと元気に

■会場・日程（各7回）

堀金総合体育館サブアリーナ会場  
 堀金保健センター（TEL73・5770 FAX73・5775）

回数	月日	時間
1回	5月19日(火)	午後1時30分～3時30分
2回	6月2日(火)	
3回	16日(火)	
4回	23日(火)	
5回	7月14日(火)	
6回	28日(火)	
7回	8月11日(火)	

明科保健センター会場  
 明科保健センター（TEL81・2251 FAX81・2943）

回数	月日	時間
1回	5月14日(木)	午前9時30分～11時30分
2回	21日(木)	
3回	28日(木)	
4回	6月3日(水)	
5回	11日(木)	
6回	18日(木)	
7回	25日(木)	

～100歳まで歩く身体  
 サビない身体にしよう～



もっと元気講座

市では、健康づくりのための「もっと元気講座」を開催します。口から始まり体の中まで、いつも何気なくしている、食べること・動くこと・休むことについて学んでみませんか。

■対象者 市内在住のおおむね70歳までの人  
 ■定員 各会場20人（先着順）  
 ■参加料 無料  
 ■申し込み 期間内に電話またはFAXでお申し込みください。  
 ▼三郷保健センター  
 4月13日(月)～5月1日(金)  
 ▼明科保健センター  
 4月20日(月)～5月18日(月)

おとこ衆集まろう！  
 健康体操教室

市では、男性のための健康体操教室を行います。健康のために、楽しく身体を動かして、運動不足を解消してみませんか。健康運動実践指導者が、運動のコツを楽しく伝授します。  
 ■対象者 おおむね40～69歳までの男性  
 ■定員 各会場30人（先着順）  
 ■参加料 無料（損害保険料別途）  
 ■申し込み 4月13日(月)～5月1日(金)の間に、各保健センターへ電話またはFAXでお申し込みください。

■日程（全12回）

回数	月日	回数	月日
1回	5月15日(金)	7回	6月26日(金)
2回	5月21日(木)	8回	7月3日(金)
3回	5月29日(金)	9回	7月10日(金)
4回	6月5日(金)	10回	7月16日(木)
5回	6月12日(金)	11回	7月24日(金)
6回	6月19日(金)	12回	7月31日(金)

障害児すいすい水泳教室  
 in あづみの

障害者スポーツ支援センター松本「サンスポートまつもと」では、障害児・障害者を対象にした水泳教室を行います。専門のスタッフが障害の様子にあわせて指導しますので、水中運動や水泳にチャレンジしてみませんか。  
 ■日時 5月15日(金)～7月24日(金) 隔週金曜日  
 全6回 午後3時30分～5時30分  
 ■場所 あづみ野ランドプール  
 ■条件 中信地区在住であること  
 ■定員 10人程度（希望者多数の場合は抽選、介助者参加可能）

■時間 午前9時30分～11時30分  
 ■持ち物 タオル・水分補給できるもの  
 ■参加料 無料（スポーツ保険料が別途必要）  
 ■対象者 概ね6歳～74歳まで  
 ■定員 30人（先着順）  
 ■申し込み 4月16日(木)午前8時30分から申し込みを受け付けます。電話でお申し込みください。（FAXでのお申し込みは受付できません）  
 ■場所 穂高健康支援センター内 集団指導室  
 ■高年齢者介護課高年齢者福祉係  
 (TEL81・0731 FAX81・0703)

妊婦一般健康診査受診票  
 発行枚数の拡充について

市では、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、4月1日から妊婦健診の公費負担回数を5回から14回に拡充します。4月1日以降に母子手帳を交付された人から、新様式の妊婦一般健康診査受診票を発行します。3月31日以前に母子手帳の交付を受けている人には、経過措置を設け、個別に通知しますので、内容をご確認ください。  
 ■健康推進課保健予防係  
 (TEL81・0726 FAX81・0703)  
 または  
 豊科保健センター(TEL72・9970)  
 穂高保健センター(TEL81・0711)  
 三郷保健センター(TEL77・9111)  
 堀金保健センター(TEL73・5770)  
 明科保健センター(TEL81・2251)

寄附・寄贈のお礼【敬称略】

(平成20年12月19日～平成21年2月12日)

◆西澤秀泰 萩原守衛、礫山全作品集 60冊 図書館等教育施設の充実のため ◆杉本誠 山岳写真作品等537点 展覧会や写真史研究などに資するため ◆小宮一彦 キャンパス、額等美術用品 23点 市内中学校の教育充実のため ◆(社)松本法人会川手部会部会長望月貞夫 図書カード 8万円分 明科中学生の税務知識の向上を図るため





Q 家庭での対応は？

A 国内で感染が始まったからでいいから外出しないのが一番です。そのため、学校などは休校になります。流行期に子どもたちや遠方に住む家族がいる場合などは、いざという時に、どう行動していくかを確認しておきましょう。

また、流行期には1人暮らしのお年寄りなど周りの助けが必要となります。そのため今から連絡方法などを確認しておく必要があります。

Q 備蓄品はどんなもの？

A 大流行期はおよそ8週間程度続くと言われています。ひとたび発生すると流通にも支障が出る可能性があります。ピークの期間はなるべく外出しなくてすむように、最低2週間程度の食料品や日用品の備蓄をお勧めしています。



揃えておきたい日用品・医薬品

▼常備薬（頭痛薬・胃腸薬・下痢止め、持病の薬）※病院で処方されている持病薬の内容をメモ▼解熱鎮痛剤※購入時に医師・薬剤師に相談▼マスク※機密性が高く、ウイルスを通しづらい素材のもの。使い捨てのものを多めに準備▼ゴム手袋※破れにくいもの▼うがい薬▼鼻洗浄用の薬▼体温計▼水枕・氷枕・保冷剤▼使い捨てカイロ・湯たんぽ▼消毒用エタノールや家庭用塩素系漂白剤▼手洗い石けん※固形石けんは表面に細菌やウイルスが付着するので、液体のものが良い▼ゴーグル※目の粘膜からのウイルスの感染を防ぐ▼ばんそうこう▼ガーゼ・コットンなど



医薬品

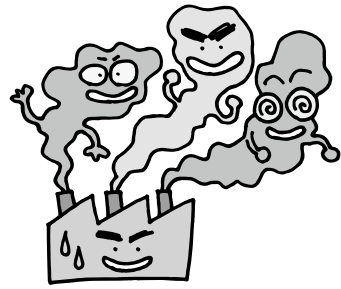
日用品

▼ビニール袋▼蓋つきの密閉容器※汚物や鼻水などウイルスに汚染されていたものを密閉して捨てるため▼懐中電灯・乾電池▼携帯電話の充電キット※乾電池式のもの▼手回し発電機▼ラジオ▼カセットコンロ・ガスボンベ▼トイレトーパー・ティッシュペーパー▼キッチン用ラップ▼アルミホイル▼洗剤（衣類用・食器用）▼保湿ティッシュ▼生理用品・紙おむつ（女性用・赤ちゃん用）▼高齢者用など必要に応じて▼ペットフード※ペットを飼っている家庭

備蓄食料品の例

- 主食 ▼米（無洗米・パック入りのごはん・レトルトのお粥）▼切り餅（水戻し・真空パックのもの）▼乾麺▼コーンフレーク▼クラッカー▼ロングライフのパンなど
- おかず ▼レトルト食品▼フリーズドライ食品▼冷凍食品※停電が起きた場合、保存はできない▼缶詰▼乾物（わかめ・のり・切干大根など）▼インスタントラーメンなど
- その他食料水など ▼甘味（チョコレート・キャラメル・キャンディ・ビスケットなど）▼調味料（しょうゆ・砂糖・塩など）▼ペットボトル入りの飲料水▼栄養調整食品（サプリメント）▼ベビーフード※消化がよく、患者も食べやすい▼粉ミルク※乳児のいる家庭では、一缶多く用意しておく▼ロングライフ牛乳（常温長期保存可能な牛乳）

光化学オキシダント



Q 光化学オキシダントって何ですか？

A 自動車や工場などから排出される大気汚染物質が、太陽の強い紫外線を受けることで生成する刺激性のある物質です。

Q 発生する状況は？

A 空に白いモヤがかかったようになります。この現象を光化学スモッグといいます。

Q どうやって判断するの？

A 光化学オキシダントの濃度が高くなると注意報が発令され、テレビやラジオ、市防行政無線な



Q 症状はどんな感じですか？

どで広報します。県内では昨年の5月に、はじめて佐久地域で注意報が発令されました。注意報が発令されたら風向きに配慮して窓を閉め、屋外での激しい運動は控えます。

A 目の痛みや、のどの痛みを引き起こすことがあります。洗眼やうがいをしましょう。注意報発令濃度は、感受性の高い人が目やのどに刺激を感じる程度です。また、これらの症状は一過性のもので、あわてずに行動しましょう。

環境課環境係

☎82・3131 ☎82・6622



時 = 日時 所 = 場所 定 = 定員 料 = 料金 問 = 問い合わせ 申 = 申し込み

名称	内容	日時・場所	定員・費用	備考
第1回安曇野市弓道大会	市内弓道愛好者の融和と親睦、健康と体力増進を目的に地域対抗戦を開催します。	■：5月6日(水) 9:00～ ■：豊科弓道場	参加資格 市内在住者、市内通勤通学者(高校生以上) ■：1,000円(昼食代含む)	問：大会実行委員会事務局 丸山さん(☎73-3885) ■：4月20日(月)までに所定の申込用紙に記入のうえ、参加金を添えて豊科勤労者総合スポーツ施設窓口へお申し込みください。
老人のミカタ～老人の味方、たかね先生に老いの見方をならう～	旧武石村診療所長として地域医療に取り組み、地域に密着した医療を実践されてきた矢島嶺先生(たなか)の講演です。	■：4月19日(日) 10:00～正午 ■：豊科公民館	■：300人 ■：無料	問：NPO法人アルウイズ(デイホーム楓)川口さん(☎77・9290 ☎77・9299) ■：不要です。

入札・契約結果(平成21年2月)

工事名	工事箇所	請負者	請負代金
穂高雑排水処理場 下水道接続工事	穂高雑排水処理場	日立プラントテクノ(株)信越支店	25,620,000
合併特例交付金事業 市内保育園不審者警戒通報装置設置工事	市内18保育園	サスナカ通信工業(株)安曇野営業所	18,375,000
市道新設改良事業 市道明科4059号線 道路改良工事	明科中川手	(有)岩淵組	9,345,000
市道新設改良事業 市道三郷1級18号線 道路改良工事	三郷明盛	(有)小倉建設	7,770,000
穂高小学校給食センター給湯管改修工事	穂高小学校給食センター	(株)赤羽組	4,200,000
市道新設改良事業 市道穂高4200号線 現道舗装工事	穂高柏原	(株)松澤組	4,200,000
(国補・市単)特環公共下水道関連 道路占用路面復旧(富田3工区)工事	穂高有明	(有)堀内組	3,675,000
豊科第一デイサービスセンター トイレ等機械設備改修工事 その2	豊科第一デイサービスセンター	(株)イトウ	3,622,500
(市単)公共下水道関連 道路占用路面復旧(下中曾根第1工区)工事	豊科高家	(有)太田建設	2,551,500

～指定管理者制度についてのお知らせ～

市では、指定管理者制度を導入する施設について、指定管理者の指定に向けた手続きを進めてきましたが、市議会3月定例会において、次のとおり指定管理者の指定議案が可決され、この4月1日から指定管理者による管理運営を開始したのでお知らせします。

施設の名称	指定管理者	指定期間
ひめこぶしの家	特定非営利活動法人ほのぼの会	平成21年4月1日～平成26年3月31日
御宝田水のふるさと公園	御宝田マレットゴルフクラブ	平成21年4月1日～平成24年3月31日
保養センター長峰荘	株式会社レバスト	平成21年4月1日～平成24年3月31日
礫山公園	財団法人礫山美術館	平成21年4月1日～平成23年3月31日
三郷堆肥センター	株式会社三郷農業振興公社	平成21年4月1日～平成24年3月31日



豊科近代美術館

TEL 73・5638 FAX 73・6320

豊科近代美術館春の特別展

白髪 一雄展 ～格闘から生まれた絵画～



作者 白髪一雄 (大黒天)

日本におけるアクション・ペインターの先駆けとして知られる白髪一雄は、戦後の美術を語るうえで欠かせない存在です。「足で描く」という独自の方法により、力強く躍動感のある絵画を達成しました。昨年春に惜しまれながらも亡くなられた白髪の油彩約50点を中心に、初期の作品やアクション・ペインティングの代表作を展示し、60年におよぶ画業の全貌を紹介します。

- 会期 4月25日(土)～6月14日(日)
- 開催場所 豊科近代美術館
- 料金 一般800(700)円・大高生500(400)円・小中生300(200)円  
( )内は20名以上の団体料金

《会期中のイベント》

- 記念講演会 4月25日(土) 14:00～
- 学芸員によるギャラリートツアー  
4月26日(日) 5月31日(日)  
6月13日(土) 14:00～

安曇野ブランド推進室

TEL 77・3111 FAX 77・6060

自然体験イベント 春の拾ヶ堰を満喫しよう!

安曇野ブランドデザイン会議では、拾ヶ堰景観形成プロジェクトで安曇野が誇る拾ヶ堰の歴史と魅力を多くの人に紹介しその景観を守る活動を進めています。ぬかくど体験、草取り体験、カヌー体験などのイベントを企画しました。

- 日時 4月26日(日) 9:00～13:00
- 集合場所 拾ヶ堰「自転車広場」 ■定員 30人(先着順)
- 参加費 大人1人200円、子供(小・中学生)1人100円  
(保険料、ぬかくどご飯材料費、植栽事業への支援金など)
- 持ち物 草かき、飲み物など
- 申し込み 4月17日(金)までの平日8:30～17:15の間に、電話、FAX、Eメールでお申し込みください。  
☐azumino-brand@city.azumino.nagano.jp



田淵行男記念館

TEL FAX 72・9964

雪形探訪 中央アルプス編

田淵行男が研究した雪形を学ぶ講座「雪形探訪」を開催します。17回目となる今回は、千畳敷の「島田娘」、駒ヶ岳の「駒」などの雪形がある中央アルプス方面をバスで訪れます。

- 日時 5月17日(日) 7:30～16:00
- 内容 中央アルプスに浮かぶ「雪形」などの自然観察
- 日程・コース 田淵行男記念館(7:30)～駒ヶ根高原～上伊那郡宮田村～昼食～伊那市富県～駒ヶ根市ふるさとの丘～田淵行男記念館(16:00)
- 講師 津野祐次さん(山岳写真家)
- 定員 28人(先着順)
- 受講料 2,000円(受講料、昼食代、入館料、保険料など) ※別途バス運賃の実費負担をお願いします。
- 申し込み 4月26日(日)～5月10日(日)の間、受講料を添えて記念館窓口までお申し込みください

第2回「おもしろ自然教室」

今回は満願寺でツツジなど季節の植物を観察します。身近な自然を楽しく学んでみませんか。

- 日時 5月16日(土) 8:30～11:30
- 集合 田淵行男記念館
- 講師 飯沼冬彦さん
- 定員 10人(先着順) ※年間受講者の出席状況で変更の場合があります。
- 受講料 400円(受講料、入館料、保険料など)
- 申し込み 4月26日(日)～5月10日(日)までに、受講料を添えて記念館窓口までお申し込みください。

自然体験交流センター「せせらぎ」

TEL FAX 62・6667

キーボードを始めてみませんか  
教室生徒募集中

自然体験交流センター「せせらぎ」では、キーボード教室を毎月2回開催中です。これからキーボードを始めたい、演奏を楽しみたい、昔ピアノを習ったけどキーボードで再出発したいなど、段階に応じた指導を致します。



- 開催日時 毎月第2・第4火曜日 13:30～15:00  
※開館時間 10:00～16:00
- 場所 自然体験交流センター「せせらぎ」
- 対象者 市内在住の人
- 講師 福澤 恵子さん(福澤音楽教室主宰)  
(キーボード教室・童謡教室の指導)
- 受講料 1,500円(受講の都度)
- 持ち物 キーボード(キーボードがない人はお申し出ください。若干予備あり)
- 申し込み 随時受け付けています。上記へ電話または直接来館してお申し込みください。

貞享義民記念館

TEL 77・7550 FAX 77・7551

貞享義民遺跡めぐり参加者募集

記念館のシアター夢道場で「貞享義民物語」を鑑賞した後、加助が歩いた道や義民関連史跡をバスで巡ります。

- 日時 5月14日(木) 8:50～16:30
- 募集人員 18人 ※定員になり次第締め切ります。
- 集合場所 貞享義民記念館・ロビー
- 参加費 300円
- 持ち物 昼食・飲み物・雨具
- 申し込み 上記まで電話で申し込みください。

三郷文化連載「雑草の観察」原画展

柴野武夫さんが季刊「三郷文化」に連載中の「雑草の観察」の原画を展示します。路傍や田畑に何気なく咲く、草花の名前や特徴を端的に表現した肉筆画を鑑賞ください。

- 会期 4月2日(木)～29日(水) 9:00～17:00
- 場所 貞享義民記念館・企画展示室
- 入館料 無料(常設展は有料)
- 休館日 毎月曜日

長峰山森林体験交流センター「天平の森」

TEL 62・6235 FAX 62・6236

2009年度(第2期生)

チェンソーカービングスクール

穂高連山を眺望する天空に浮かぶがととき最高のロケーションと宿泊施設も持つ最高のカービング基地で、チェンソーカービングスクールを開校します。カービングの使用道具、技術、彫刻方法が学べます。

- 実施期間 4・5・6・7・9・10月の第3土曜日  
(4月のみ第3土・日) 計7日間
- 費用 1回/1万3,000円(丸太木材、講習料、昼食含む) 前期5万2,000円、後期3万9,000円に分けて納入、一括納入の場合は8万4,000円
- 定員 10人(先着順、定員に達した場合要相談)
- 申し込み 4月15日(水)までに電話でお申し込みください。

2009年度(第2期生)

天平の森 山頂農業学校

新たに農業を始めたい人、基礎から農業を始めたい人、定年退職を迎え時間に余裕のある人、天平の森に集まり楽しく農業をしませんか。

- 実施期間 5月～12月まで(毎月1～2回の予定)
- 費用 2万2,000円(講義、指導料代、現地経費および昼食、入浴料含む)
- 定員 20人(先着順)
- 申し込み 4月15日(水)までに電話でお申し込みください。





# あなたの家は地震に対して安全ですか？



市では、木造住宅の耐震診断を実施し、必要に応じて補強工事を行っていただくため木造住宅耐震診断事業・耐震補強工事補助事業を行っています。長野県地震対策基礎調査によると、糸魚川―静岡構造線地震(震度7想定)が起きた場合、安曇野市の全壊・大破する建物被害は約1万4千戸(市全体の約20%)と予想されています。そこで、少しでも被害を少なくするため、耐震診断を受けて、必要に応じて補強工事をするなど地震対策をお願いします。

## ■対象となる住宅

○昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法の住宅(ツーバイフォー・木質プレハブ・丸太組・非木造は対象になりません。増築があった場合も当初の建築年度が対象)  
○個人所有の住宅(長屋・共同住宅は除く)

■申込方法 4月1日(水)から募集しています。豊科総合支所内建築住宅課にある申出書(市ホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入のうえ、提出してください。(印章を持参してください)

※予定個数を超えた場合は、次年度になる場合もあります。

## ①【簡易診断(無料)】

どんな診断をするの？  
専門の診断士が、家にお伺いして外観などを見ながら、聞き取り調査を実施。結果が1・0以上の場合はひとまず安心。結果が1・0未満の場合は要望により②へ。

## ②【精密診断(無料)】

簡易診断が1・0未満の住宅で、補強工事を前提として、さらに詳しく調査を希望する人が精密診断の対象になります。専門の診断士が家の中や天井裏、床下などに入り、詳細な調査を実施。結果が1・0以上の家はまずはひと安心。1・0未満の人には補強工事内容などの提案もします。

## 補強工事をしよう！

診断結果から補強工事を行う場合には、補強工事費の2分の1(最高60万円)が補助されます(所得制限あり)。一定以上の成果が出る工事でない対象になりませんので、設計士・工務店などによく相談して工事内容を決めてください。補強工事以外は対象外です。

## 税の優遇処置があると聞いたが？

補強工事金額により所得税の減免や固定資産税の軽減があります。詳細は豊科総合支所内建築住宅課までお問い合わせください。

問 都市建設部建築住宅課

(TEL) 72・31111 (FAX) 72・3569

広告欄 広告についてのお問い合わせは広告主までお願いします

専門家に任せて安心、お気軽にご相談ください。

相続・贈与・会社設立・決算申告・社会保険・建設業登録

## 佐々木会計事務所

〒399-8303 安曇野市穂高5072番地(安曇野市穂高会館入口)  
TEL.0263-82-8210 FAX.0263-82-6975  
TKC 全国会 URL http://www.sasakikaikai.co.jp

ISO 9001 14001 認証取得

関東信越税理士会 松本支部所属 税理士・行政書士 佐々木 一夫  
社会保険労務士 浅川 知己 税理士 戸澤 綾子

## 安曇野わくわく大動物園

4/18(土)～5/17(日)  
9:00～17:00

会場 安曇野スイス村 サンモリッツ特設会場

お問い合わせ/安曇野スイス村 TEL.0263-72-7878

★広告掲載のお申し込みは、(株) 共立プランニング (TEL34・2515) まで